

平成20年度「高等学校における発達障害支援モデル事業」報告書（中間・最終）

都道府県名	北海道
学 校 名	北海道名寄農業高等学校
学校所在地	北海道名寄市字緑丘3-3
研究期間	平成19～20年度

I 概要

1 研究課題

農業高校における地域の専門家チームやハローワーク等の関係機関と連携した発達障害のある生徒への就労支援に関する指導方法の研究

2 研究の概要

全教職員が特別支援教育に関する知識や技能を身に付け、一人一人が責任を持って特別な支援を必要とする生徒に対応できるようにするとともに、特別支援教育に対する教職員・保護者・生徒の相互理解を深め生徒一人一人の就労を目指したよりよい教育環境を整備するため、以下の研究を行う。

- ①関係機関及び専門家チームと連携した研究の推進
- ②個々の生徒の教育的ニーズに応じた個別の指導計画及び個別の教育支援計画の策定
- ③実習場面等を活用したソーシャルスキルの効果的な指導
- ④周囲の生徒の理解を促進するためのホームルーム経営実践
- ⑤ハローワーク等の関係機関と連携した就労支援のためのインターンシップ等の効果的な指導

3 研究成果の概要

本事業に取り組んで2年が経過する。「発達障害のある生徒への就労支援に関する指導方法」を「高校3年間の様々な教育活動を通じて、生徒に社会的な自立心を養う指導および支援」と位置づけ、本研究を推進してきた。本事業を推進する中核となったのは校内委員会（SNE（スペシャル・ニーズ・エデュケーション）委員会）であり、特別な支援を必要とする生徒も担任も支えてることを目的に、月一回の会議を行った。研究については、「支援を必要とする生徒としない生徒がともに生き生きと活動する学校作り」をめざし、ホームルーム活動や授業作りの指導事例を積み重ねるとともに、インターンシップや農業高校の特色を生かしたプロジェクト学習、学校間連携の取組の中で「自分の意見を述べる」、「相手の話をきちんと聴く」、「大勢の人の前で役割を担う」体験を積み重ねて人との関わりや、コミュニケーション能力を養う取組をすすめてきた。また、関係機関との連携により、特別な支援を必要とする生徒に対する就職、進学の指導についても成果を上げつつある。また、スクールカウンセラーからの助言とフィードバックによる修正で、より効果的な方法を模索しながら取り組んでおり、着実に生徒達への支援は進んでいる。

Ⅱ 詳細報告

1 研究の内容

(1) 発達障害のある生徒に対する指導方針

ア 生徒の実態（把握方法も含めて）

本校では特別支援教育を推進する校内委員会をSNE（スペシャル・ニーズ・エデュケーション）委員会と命名している。

本委員会は、担任6名と各分掌を含む15人が加わり、「関係機関との連携に関する研究チーム」「生徒活動全般に関する研究チーム」「保護者との連携に関する研究チーム」「事例に関する研究チーム」「就労支援に関する研究チーム」「ソーシャルスキルに関する研究チーム」の6つの研究チームを編成している。

その中で「事例に関する研究チーム」が生徒の実態の把握を担当している。

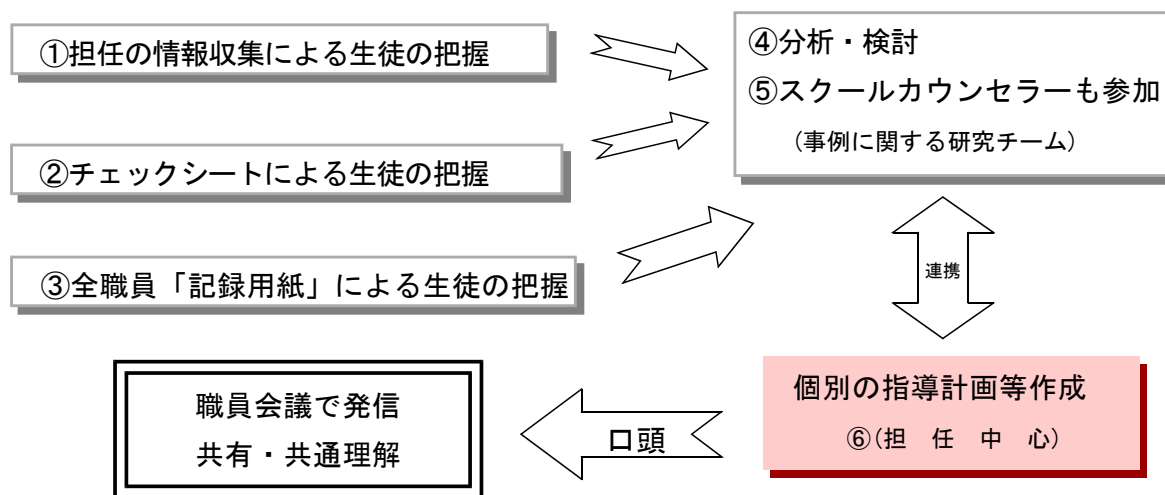
(ア) 校内委員会を活用した支援対象者の把握（1年目）

特別な支援を必要とする生徒の把握については、以下の流れで実施した。

- ① 担任が「グレーゾーンにいたのでは」と思われる生徒から聞き取りを実施する。
(授業中困っていること、対人関係でストレスを感じていること等)
- ② チェックシート等を使用して出来るだけ多くの生徒を抽出する。
- ③ 「事例に関する研究チーム」で分析・検討し、支援対象者を決定する。

(支援対象者22名：1年生7名中診断あり1名、2年生7名、3年生8名中診断あり2名)

<支援対象生徒の把握と支援>



- ④ 全職員に、授業中の行動観察や、対応等についての記録を呼びかけた。

担任が生徒の生育歴、授業、生活面の様子を整理した資料を用意する。

- ⑤ それらの資料を基にスクールカウンセラーが該当クラスの授業を観察する。
- ⑥ 校内委員会でスクールカウンセラーが分析結果を報告し、指導法をアドバイス

する。

⑦ 担任が④～⑥をもとに「個別の指導計画」を作成する。

(イ) 校内委員会を活用した支援対象者の把握（2年目）

① 1年目は校内委員会(以下SNE委員会)を月に一度、定期的で開催した。

② 2年目ではSNE委員会開催日に、スクールカウンセラーが終日在校し、生徒の授業を観察し、生徒や教員の相談に応じた。

③ 2年目では校内委員会において、毎回、新たな対象生徒を決めて指導法の検討を行うため、学級部(担任が所属する本校の分掌)が事前に対象生徒を1～2名報告し、各教員はその生徒の授業の様子を記録用紙に記入し、担任に提出する。

以下の手順は(ア)の⑤～⑦と同様である。

④ 平成20年度は診断書のある生徒3名(1年2名、2年1名ADHD)、診断書の無い生徒2名(1年1名高機能自閉症傾向、3年1名アスペルガー傾向)また、いわゆる「グレーゾーン」の生徒は20名と確認した。

イ 指導方針

次の三つを指導方針とした。

(ア) 校内委員会を定例化(月に1回)させ、外部の専門家との連携を深め、障害のある生徒の実態を把握し、その生徒(と担任)を支える体制を構築する。

(イ) 特別支援教育における個別の指導の効果を上げるためには授業やHR活動等の全体指導を充実させることが必要である。

① HR、授業は特別な支援を必要な生徒もそうでない生徒も共に生き生きと生活する空間にしていくことが求められている。

② 教師がHR経営、授業づくりの指導事例を一つ一つ積み重ねていく。

(ウ) 本事業の研究課題である「就労支援」を「農業高校3年間の様々な教育活動を通じて、生徒に社会的な自立心を養う指導および支援」として捉え、「就労支援に関する研究チーム」が中心となり次の三つの取組を推進する。

① インターンシップの取組

② 農業実習の中で探求するプロジェクト学習法

③ 生徒の学びの場を広げる学校間連携

ウ 成果と課題

(ア) 外部の専門家のアドバイスによって教職員の評価観が変わった。新たな視点から教育指導法を見直し、別な指導法を試そうという気運も起こってきた。

(イ) スクールカウンセラーのアドバイスを受けて生徒一人一人の教育的ニーズにより有効な指導法を工夫し、実施することができた。

(ウ) 特別な支援が必要な生徒への指導が担任だけに任されることなく、SNE委員会が中心となり、全職員が関わるシステムとして動き出すことができた。

【事例】 2年目始の入学式前、3月末の春休み中に新1年生の担任教諭が出身中学校に出向き、情報交換を行った。入学前に診断のある生徒と保護者に一緒に来校いただき担任教諭と面談を行った。その情報を基に次の取組が行われた。

- ・特別な配慮が必要な新入生徒一覧資料」を作成し、今年度最初のSNE委員会に配布した。
- ・スクールカウンセラーが1年生の授業を観察し、SNE委員会で観察結果を報告した。
- ・1年生の教室は、シンプルな掲示とし、学級通信の難しい漢字に振り仮名をつけた。
- ・5月に開催したSNE委員会には、中学時代に生徒の診察をした医師を招聘した。

(エ) 支援対象生徒の情報の共有

- ① 個別の指導計画の内容は全教職員の理解を得るため、職員会議で報告をした。生徒のプライバシーに関わる事項のため、印刷は行わず、口頭のみでの報告とした。
- ② 「個別の支援計画・指導計画」を学年毎にファイル化して全教職員が閲覧できる場所に保管した。
- ③ 研究の2年目を終えて、1年目同様に「事例に関する研究チーム」による「指導事例集」を作成し校内LANのフォルダに保存した。

(2) 発達障害のある生徒に対する授業やテストにおける評価方法等の工夫

ア 授業の際の配慮事項等

(ア) すべての生徒の生きる力を育む授業事例の蓄積

- ① スクールカウンセラーや研修会講師の助言から、「発達障害のある生徒に適切に対応する方法や授業の仕方はすべての生徒にとって有効である。」ことや「授業改善は教師1人でもできる「教育改革」である。」ことを基本的な考え方とした。
- ② 下の表は校内研修会で報告された発達障害のある生徒に対する授業作りの原則である。

	視 点	キ ー ワ ー ド	
行 動	学 習 環 境	教室環境の配慮	座席の配慮
		学習時のルールを決める	学習への見通しを持たせる
認 知	授業の組み立て方	集中力を意識した時間配分 体験活動を取り入れる	学習内容の工夫
	指示・発問の仕方	聞く姿勢を作ってから話す	具体的に、わかりやすく、短く
	発表・指名の仕方	良い発言・発表をほめる	自信をもって発言できるようにサポートする
自 立	個別のかかわり	ほんの数分でも、じっくりかわられる時間を取る	
	ノ ー ト 指 導	少ない量で大切なところを強調する	書きやすい用紙を準備する
	教材教具の工夫	興味関心を引くような教材・教具 視覚・聴覚などの五感を活用した教具	補助教材の活用

(イ) 具体的な指導事例

① 授業指導例 1

身体接触を伴う競技の際、興奮しすぎると自分より体の小さい相手に対して力加減が出来なくなる生徒には危険と判断した場合、指導者がホイッスルを鳴らす等のルールを決め、冷静さを取り戻せるように対応する。

② 授業指導例 2

授業中に誰よりも先にすべての質問に発言をしたがる生徒には「他の生徒と同じように挙手をして当てられたら発言するのがルール」と説明した。さらに発言したいときには、話したいことを書き出すというルールを決めて「書くことを最優先とすること」を確認した。授業終了後に発言したい時には担当教師に個別に話をするというルールも作った。

③ 授業指導例 3

指示が通らず活動内容を理解できない生徒には簡単な指示でも必ず要点を黒板に書いた上で口頭で説明を加えることとした。また、ペアやグループ学習を取り入れ互いに教え合える環境を作った。

④ 授業指導例 4

忘れ物や未提出物が多い生徒への配慮では、教室の掲示板に「重要」「緊急」と書いたコーナーを設けて連絡事項が常に確認できるようにした。個別指導では、ケースやファイルを準備し、確実に綴じるように指示し、その都度準備ができているかを確認した。

イ テストにおける配慮事項等

(ア) テスト時間内で支援が必要な生徒には、巡回中に問題文の細かな説明をする。

(イ) テスト準備での配慮

- ① テスト対策として小テストの実施、対策プリントの作成や個別指導を行う。
- ② 問題文の図表は鮮明な印刷を心がけ、(少人数の選択科目では) カラー写真を活用する。
- ③ 問題用紙と解答用紙を別の用紙にすると読み間違いや記入間違いのミスを犯しやすいため、一枚にする。

ウ 評価における配慮事項等

(ア) 単位の履修と修得に関する教務規程

- ① 学年末の成績会議までに成績不振が改善されない生徒については進級・卒業は困難となる。
- ② 本校教務規程の細則第 4 条に以下の記載がある。

(時数の補充の補則)

第 4 条 教務規定 7 条で補充を行うことがあるのは、就学意欲があり、日頃の授業態及び学習態度が良好であるにもかかわらず、長期療養などの理由で出席時数が不足した場合で、**学期毎の成績会議**での審議を必要とする。ただし、卒業学年については適宜案し審議する。

- ③ 本校の教務規程には「特別支援教育」に該当する生徒の単位履修・修得に係わる文言はない。しかし、本校では心身の故障等により欠席がちな生徒が少なくないため、前述の規程により、「就学意欲があり、日頃の授業態度及び学習態度が良好」であれば、1 学期末の成績会議後に補充計画を提示し個別の指導体制を

取る事が可能となる。

(イ) 年間学習計画とシラバスを書式上一体化する。

年度当初の学習計画のガイダンスでは評価の観点を明確にしたシラバスを生徒に配布して周知することができた。更に簡潔で見やすい体裁を工夫する必要がある。

(ウ) 教科の中には毎回の授業の終わりにその授業に対する自己評価票を提出させて、生徒の理解度を把握しながら日々の授業改善に生かす教師もいる。

(エ) 成績不振者に対する課題や追試験問題は一度に大量の出題としないよう工夫する。発達障害のある生徒の中には課題の量に圧倒されて始めから挑戦する意欲がわいてこない場合もあることから、スモールステップを心がける。

エ 成果と課題

(ア) 本校で実施する「居残り学習」「試験対策プリント」「テストの問題文に読み仮名を振る」「問題用紙と解答用紙を一枚に」という取組は「LDではないが低学力の子どもたちにはLDの指導法が手がかりとなり、有効なアプローチである」というアドバイスに基づき、教員がその気になれば実践できる方法である。

(イ) 興奮しやすい生徒に対しては自己コントロールのスキルを獲得させる指導法が適用できる。

(ウ) 年3回の公開授業週間を実施しているが、先の授業の原則を念頭に置き、指示の簡潔さ、板書の見やすさ、興味・関心を引く教材の開発に力を注いでいる。

(エ) 「提出物を遅らせない」「自分の分からないところを質問する」等の学習ルールを徹底させるには教師自身が「指導と評価の一体化」を日常的に実行していくことが必要である。生徒が提出した課題は、その都度添削して返却している教科では学習ルールが定着している。

(3) 発達障害のある生徒に対する就労支援

ア 支援の方策と内容

(ア) 就労支援は、高校3年間の様々な教育活動を通して、生徒に社会的な自立心を養う指導及び支援」と位置づけ、先生や仲間、先輩、後輩あるいは地域の人たちとの中で「自分の意見を述べる」、「相手の話をきちんと聴く」、「大勢の前で役割を担う」体験を重ねて人との関わりや、コミュニケーション力を養うことをねらいとする。

(イ) インターンシップの取組

- ① 教育課程上の位置づけ～2年生の「総合的な学習の時間」1単位を活用し5日間のインターンシップを実施。進路部が中心となり、全教員で分担する。
- ② ねらい～生徒が地元の産業現場などで就業体験を行い、学校では学ぶことの出来ない知識・技術を習得し、勤労観・就業観の育成を図る。
- ③ 事前指導～ハローワーク職員の出前授業（6月）、希望職種・企業の調査（7月）、履歴書作成（8月）、担当教諭と一緒に事前訪問（9月）。
- ④ 実施中～実習日誌の記入、担当教諭による巡回指導（9月）

⑤ 事後指導～礼状の作成（9月）、報告書の作成（10月）、冊子製本（11月）。

(ウ) 農業実習の中で探求するプロジェクト学習法

- ① ねらい～目標・計画の設定～実施(栽培・飼育・実験・観察)～分析・まとめ・発表というプロセスを明確化した「自ら学び、自ら考える力」を養う少人数制の授業システムである。
- ② 教育課程上の位置づけ～1年次履修の「農業科学基礎」の中で基本的手法を学び、2・3年次の「課題研究」「総合実習」の中で本格的に実践学習している。
- ③ 取組内容～「有機・無農薬メロン栽培」「廃棄乳からプラスチック作り」「地鶏の一生～短い命を通して学んだこと」等について、16の班が取り組み、意見発表大会（6月）、技術競技大会（8月）、実績発表大会（11月）の校内大会の他、全道・全国大会出場の機会がある。

(エ) 生徒の学びの場を広げる学校間連携（主に地域小学校との連携）

- ① ねらい～生徒が慣れない先生役の経験を通して、自分を見つめ直し、自らも学び方を深め、自主性・指導性の向上を図る。
- ② 教育課程上の位置付け～専門教科『総合実習』『課題研究』『食品製造』等の科目の中で実施。小学校は「総合的な学習の時間」に実施。
- ③ 取組内容～昭和58年から継続している名寄東小学校との連携学習では、生徒が「お兄さん先生」「お姉さん先生」となり、児童に農業体験学習の指導を行なっている。

(オ) その他(就労支援に関わる情報収集)

- ① 校内委員会の就労支援チームに関わる教員を中心に就労支援に関わる各種研修会などに積極的に参加し、事例や必要な知識を少しずつ増やし、指導に生かしている。

イ 成果と課題

(ア) 受入先を決める際には、生徒の希望に添って企業に依頼している。受入れ決定後は事前訪問を通して生徒の特徴や性格などを理解してもらい仕事を割り振ってもらっている。ただし、業務に影響しそうな生徒の障害や特徴については、受入側に理解してもらえよう打ち合わせを行っている。

(イ) 同一事業所において、本人・保護者の同意が得られず、発達障害について事業主に詳しい説明が出来なかったため、良い評価をもらえなかった事例と、同意を得て、職場のスタッフの理解と協力体制の中で、高い評価を受け、本人も自己肯定感をもつことが出来た事例がある。

(ウ) 今後、個別の教育支援計画に記載した資料(得意教科、興味・関心)に基づき、本人の適性にあった作業を準備してもらおう体制を作っていきたい。

(エ) 意見発表大会や実績発表大会、日々の実習などを通して人前で「話す」「聞く」「表現する」活動を一人一人が取り組めるようになり、苦手意識を克服し自信をもって積極的に働きかけていこうとする意欲が現れてきた。

(オ) 小・中・高へと進路指導に関わる引き継ぎがきちんとなされる必要がある。

(4) 一般の生徒に対する理解推進等の指導の在り方

ア 指導の工夫と取組

(ア) 高校段階の特別支援教育の役割とは

- ① 発達障害の症例や特徴を一般の生徒に説明することが障害のある生徒の「理解と協力」に直ちに結び付くものではない。本校生徒の実態把握からも「一般の生徒」の中にも「診断はないが」グレーゾーンの生徒も各クラスに少なからず存在する。
- ② 社会への入り口に位置する高校段階では、障害のある生徒もそうでない生徒も共に活躍することのできる指導、授業やHRづくりが重要である。
- ③ 一般の生徒は単に「特別支援教育に対する理解を求める対象」ではなく、「特別な支援が必要な生徒と共に授業やHR等の集団として係わっていく対象」である。

(イ) 周囲の生徒の理解を促進するためのHR実践～クラスが失敗しても許してもらえ
る雰囲気を作り、学級集団の成長に応じた段階的な指導を工夫しながら取り組んだ。

- ① 帰属段階：学級開き直後、「居心地がいいな」「自分のことを認めてくれてい
るな」という気持ちを全員がもてる取り組みをした。
- ② 自己主張段階：次の段階では、支援が必要な生徒の個性を突出させ、障害に
対する認識を深めさせるなどの取り組みを行った。
- ③ 協力段階：個性を発揮しつつ、互いを認め合える取り組みを行った。

(ウ) 第3学年の4月から半年間のHR実践を紹介する。

4月	○態度教育の徹底 ○改善シート ○交換ノート(LHR)	●挨拶、清掃、身だしなみなどの意義を再確認、「凡庸徹底」する大切さを認識。 ●一人1冊自分の目的に応じてノートに書き毎日提出。ノートには必ずコメントを添えてやる気を出すストロークを与える。
5月	○自己の強みと適性を知る ○自己アピールプレゼンテーション(LHR)	●これまで書きためてきたコンピタンスとさらに発掘したものを①生まれもった強み、②努力して身につけた強みに分け、強みを差別化。 ●コンピタンスをもとに100字の自己アピール文を完成させ、朝のSHRで発表し、聞き手は評価表にコメントを記入して発表者に渡す
6月	○優先順位のつけ方(LHR)	●学校生活、家庭生活の中で自分の行動を「緊急度」と「重要度」の高低で4つに分け、今自分が何をすべきか明確にし、優先順位をつけて行動。
7月	○帰属意識の強化と団結力(行事)	●最後の学校祭にクラス全員一丸となって取り組むことでクラスの団結を高め、最高の思い出を作る。 ●最高学年としての役割を自覚し、有能感を高める。
8月	○目標設定(LHR) ○朝学習の自主学習態勢を作る	●コーチングシートを活用し、ペアになって進路目標を立て、自己分析や目標達成に向けて行動の具体化 ●これまで朝のSHRで実施してきた朝学習をSHR前の10分間の自主学習に切り替えることで、「やらされる」から「やらなければ」という意識に。
9月	○模擬面接(ロールプレイ)(LHR)	●質問に対する受け答えの仕方を面接準備シートに記入し、3～4人1組で面接練習。

イ 成果と課題

- (ア) 教育講演会の内容を参考にホームルーム経営や生徒指導を推進することで、生徒が自立する姿勢が徐々に芽生えてきた。
- (イ) ストローク学習によって、支援対象生徒は心を開き、自らの障害を告知することで集団への強い帰属意識が芽生えた例も生まれた。
- (ウ) 活用した様々なスキルやノウハウについて、入学から3年後を見据え、学校全体の取組に発展させることが必要である。

- (エ) 障害の状態によっては、教員の支援を受け入れられない生徒がいる。
- (オ) 「周りの一般生徒に対していかに障害を理解させるか」については、いつ・どのようなタイミングで実施できるかは課題として残る。

(5) 教職員や保護者の研修等

ア 研修会開催の回数・時期・研修内容等

(ア) 校内研修

研修会名	実施期間	回数	主な内容
S N E (本校校内委員会)の例会	平成19年4月～ 平成21年3月	20回	○ 生徒の実態把握、指導法の研修、各講演・研修の報告等
発達障害の知識とその理解に関する研修会	平成19年7月14日	1回	○ 高等養護学校教諭を講師に、全教職員を対象に、発達障害に対する理解を深める研修
「未来を切り拓く自立型人間の育成」の講演	平成19年10月14日	1回	○ 原田隆史氏を講師に、全ての生徒が生き生きと活動する学校づくりについての研修(143名参加)
W I S C - III知能検査に関する職員研修会	平成20年7月2日	1回	○ 検査の扱い方と分析法の概要についての研修

(イ) 校外研修・校外報告

実施期間	研修先	主な内容
平成19年9月18日 ～22日 平成20年2月	道外先進校：福島県立川俣高等学校、静岡県立土肥高校、岩手県立西和賀高等学校、埼玉県熊谷市立富士見中学校	○ 支援の必要な生徒を4つの段階に分けて指導する方法や常設した特別支援教室の有効活用等について
平成20年2月 平成21年1月	文科省指定事業校：東京学芸大学附属高等学校、筑波大学附属坂戸高校世田谷区泉高等学校	○ 不登校及び就労に係る関係機関との連携・校内体制についての研修
平成19年11月1日	北海道高等学校教育課程改善協議会（道北及び石狩）においての研究報告	○ 高校段階の特別支援の在り方について本校の実践報告
平成20年1月	北海道立特別支援教育センター冬季研修講座 他	○ 高校段階の特別支援の在り方について本校の実践報告

- (ウ) 本校特別支援教育コーディネーターの養護教諭が上川地区「個別の教育支援計画作成委員」を委嘱された。

(エ) 保護者向け研修会

実施時期 平成20年6月18日

研修会場 高等学校PTA連合名寄ブロック研究協議会主催

研修内容 講演会『特別支援教育について』（名寄市立大学北村博幸准教授）

保護者の理解と啓発が不可欠であることから、高P連と連携した保護者

イ 成果と課題

- (ア) 研修会や校内委員会では、毎回スクールカウンセラーによる適切なアドバイスをいただき、事業推進に効果的であった。教職員の評価観が変わった。

- (イ) 他校視察を参考に、スクールカウンセラーが月1回本校に常駐する相談室を2年目に設置した。この日は、スクールカウンセラーに対応してもらえると、生徒にとって安心感が生まれた。
- (ウ) WISC-III知能検査に関する研修会では、より客観的なデータの見方、活用法について学ぶことが出来た。
- (エ) 同じような状態の生徒でも、細かく見ると支援の方法が異なる場合があることに気付くなど様々な課題が出てきた。スクールカウンセラーの助言は全てが実践に即しており、今後も連携を深めていく必要がある。
- (オ) 保護者との連携では障害が疑われる生徒の保護者に対し専門機関への受診を勧めることは慎重な扱いが必要である。高校段階ではそれが最優先される課題ではない。診断に至らなくてもこれまで述べたように学校で出来る余地はたくさんある。
- (カ) 診断のある生徒の保護者の中に、本校職員と研修に参加した方がいた。

2 研究の方法

(1) 研究委員会の設置

ア 構成

校内委員会(通称SNE委員会)

No	所 属 ・ 職 名	備 考
1	北海道名寄農業高等学校 教頭	事務局長
2	北海道名寄農業高等学校 養護教諭	コーディネーター
3	北海道名寄農業高等学校 教諭	13名
4	北海道名寄農業高等学校 教諭	校内委員会委員長

- (ア) 本校では校内委員会をSNE（スペシャル・ニーズ・エデュケーション）委員会と命名した。SNE委員会は別紙資料の組織図のように15人からなり、その内訳は担任6名と各分掌から1名ずつ、それと保健部（本校では教育相談を担う）全員が参加している。
- (イ) 本校ではコーディネーターの教諭の他に、SNE委員長を置き、管理職と職員との連絡調整を行う。コーディネーターと協力して校内委員会の企画・運営面にあたっている。
- (ウ) 6つの研究チームを編成し、互いに連携を図りながら業務を分担して活動している。「関係機関との連携に関する研究チーム」、「生徒活動全般に関する研究チーム」、「保護者との連携に関する研究チーム」、「事例に関する研究チーム」、「就労支援に関する研究チーム」「ソーシャルスキルに関する研究チーム」の6つである。

イ 委員会開催回数・検討内容

- (ア) 校内委員会を定例化(毎月第3月曜日)し、2年間で(1月末現在)20回実施した。毎回配付資料と議事録を保存し、ファイルに綴じて職員室棚に保管し、実践を積み上

げている。

- (イ) 検討内容は、「発達障害に関する基礎知識等の研修会の企画」「生徒の実態の把握と専門家の指導助言」「担任の悩みを受け止め、支援策を提案。」「各種研修会参加報告」「保護者に対する相談窓口」等である。各委員会の記録は校内LANのフォルダに保存しており、いつでもアクセスできるようにしている。

ウ 特別支援教育コーディネーターの指名や個別の教育支援計画の策定等具体的な方策

- (ア) コーディネーターに本校の養護教諭を指名し、校内委員会での助言や関係機関との連携、研修会等の企画運営を担ってもらった。

- (イ) 「個別の指導計画」の作成

(1 - (1) - ア 生徒の実態 (把握方法も含めて) 参照)

- (ウ) 本校が位置する名寄市が文部科学省委嘱事業「平成20年度発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」に係わる「名寄市グランドモデル地域指定」を受けている。「個別の教育支援計画」の作成については、この事業の中で本校コーディネーターも参加して取り組んでいる。詳しくは後述の「(2) 専門家チーム」の中で述べる。

エ 成果と課題

- (ア) 特別支援教育コーディネーターの養護教諭が、小・中学校や小児科医と連携を密にしていることから、今年度診断のある生徒が入学した際にも迅速に生徒の生育歴や指導内容を把握することが出来た。
- (イ) 毎回の委員会では、スクールカウンセラーから具体的な指導法のアドバイスをもらうことができる。そこから担任が自分のクラスの状況や生徒の様子を進んで報告できる雰囲気が生まれている。

(2) 専門家チームの活用

ア 構成

No	所 属 ・ 職 名	備 考
1	名寄市立大学 准教授	スクールカウンセラー
2	名寄市立総合病院医師	小児科
3	名寄市立総合病院医師	小児科
4	名寄公共職業安定所	統括職業指導官
5	名寄市立名寄東小学校 教諭	
6	名寄市立名寄西小学校 教諭	
7	名寄市立風連小学校 教諭	
8	北海道美深高等養護学校 教諭	
9	北海道名寄保健所 主査	
10	名寄市保健センター 所長	

イ 専門家チームの活用状況

- (ア) 専門家チームの中から、講師として招聘し、校内研修会実施することが出来た。

(イ) 名寄市は文部科学省委嘱事業「平成20年度発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」に係る「名寄市グランドモデル地域指定」を受け、以下のような取組を行った。

- ① 乳幼児期～成人期の一貫した支援方策の推進（上川版個別の教育支援計画『すくらむ』活用と普及）
- ② 相談支援ファイル（保護者保管）記録を累積、支援の継続
- ③ 名寄市福祉事務所、名寄市総合療育センター等とも連携して実施。

上記の専門家チームに本校コーディネーターもメンバーとして参加し、保護者が利用しやすい書式や記載項目を検討し、名寄版個別の教育支援計画『すくらむ』を作成した。（平成21年3月現在）

ウ 成果と課題

(ア) 高等養護学校教諭を講師に招いた校内研修会（平成19年7月14日）では、障害の内容や用語の使い方など基本的なことをしっかり学ぶことができ、その後の研究活動において混乱することなく進めることができた。

(イ) スクールカウンセラーに定期的に来ていただき助言を頂くことで、事業内容の方向の修正や支援対象者への具体的支援とフィードバックを的確に進めることができた。

(ウ) 今後多様な生徒が入学してくることが予想されるため、小・中学校との連携のために、専門家チームを積極的に活用する必要がある。

(3) 関係機関との連携

ア 他の高等学校や特別支援学校との連携

(ア) 北海道内の多くの高等学校から問い合わせや本校の研究に関する資料請求があった。本校への学校視察も23件（2月5日現在）あり、有意義な情報交換とすることができた。

(イ) 美深高等養護学校のコーディネーターには校内研修会講師、授業参観後の助言、就労に関する助言をいただくことが出来た。

(ウ) 上川管内特別支援教育ネットワーク（たいせつネット）からはこの2年間、夏期研修会、冬期合宿などの案内をいただき、本校教職員の研修を深めることができた。

イ 発達障害支援センターやハローワーク等関係機関との連携

(ア) 発達障害支援センターにはこの2年間で夏季研修講座や冬期研修講座に職員を研修に派遣している。

特に2年目の平成21年1月14日の冬季研修講座の中に「文科省モデル事業」の講座を開講いただき取組状況を報告した。

(イ) ハローワークとの連携については前述の通りである。今後、より連携を深め、生徒のニーズに応じた幅広い就労支援の方法を探っていきたい。

ウ 地域の教育施設や人材の活用

- (ア) 地域の人材活用として地元名寄市の図書館会長工藤久美子氏を紹介する。
- 講師紹介 地域で30年以上目の不自由な方に録音図書を作るボランティア活動を続けている
- 活動内容 工藤久美子氏に授業、HR等で「朗読の授業」を行っていただいた。教室の椅子を工藤氏をとり囲むように円形にして座りじっくりと「耳の読書」を体験した。
- 実施回数 国語表現Ⅰ（2時間×2クラス）、現代文（1時間×1クラス）、HR（平和学習1時間×2クラス）
- 活動の意義 朗読の授業ということで「話す」ということが中心であると思いがちであった生徒たちに、まず「聞く」ことの大切を「耳の読書」の体験を通して教えていただいた。人の話を「聞く」ということが苦手な生徒が多い中で、相手を理解するためにはまず人の話にじっくり耳を傾けることだというコミュニケーションスキルとしても大切な事を教えていただいた。

エ 成果と課題

- (ア) 特別支援学校からは本校に積極的にアプローチしていただいた。「就労支援における療育手帳の取得の有無」など特別支援学校コーディネーターの指摘によってその問題点の所在を初めて知ることができた。
- (イ) 「朗読の授業」について「耳の読書っていいものだな。」「これをきっかけに本を読むようになった」「いつか子供が生まれるなら、本を読んでやりたい」「言葉の力ってすごいんだ。」などの感想が述べられ、生徒は、読書会を重ねるごとに「耳で読む」ことを上達させ、人の話を「聞く」大切さに気づくようになった。
- (ウ) 小・中学校に比べ、高校は地域性、学力、専門性、進路等の面で多様であり、特別支援教育の緊急度・切実性の度合いも様々である。共通した課題を探し出したり取組の成果を共有することが難しい状況にあると考える。
- (エ) 特別支援教育の分野にとって「連携」こそが円滑な取組の鍵である。生徒達がより多くの体験ができるよう、地域の方々との連携を密にして行きたい。

(4) 関連事業等との連携

前述したように、名寄市は文部科学省委嘱事業「平成20年度発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」に係る「名寄市グランドモデル地域指定」を受けており、「個別の教育支援計画」の作成と活用の在り方について連携して取り組んでいるところである。

Ⅲ 今後の我が国における発達障害のある生徒の支援の在り方についての提案等

モデル事業を進めていく過程で、小・中学校との連携が非常に重要である。しかし、高等学校は支援を必要とする生徒を特別に取り上げて、その生徒のみの指導に終始しては十分な効果を上げることはできない。小・中学校との連携による「支援を必要とする生徒」への支援計画

を作成し、様々な教育場面において、生徒が同じ状況で活動をすることが大切であり、そこに必要な支援を盛り込んでいくことが重要である。それが、支援を必要としない生徒の発達障害に対する理解の深まりになり、就労後も互いの人格を認め合いながら社会を形成していく人材を育成することにつながる。

本校の取り組みは、授業作りやホームルーム活動において様々な工夫をしてきた。また、「支援を必要とする生徒」以外の、学力不足や学校生活への不適應などの生徒も本校では支援の対象であり、それらの生徒と「支援を必要としない生徒」が共に磨き合い「夢を実現する」ための場であるということを中心に、取り組んでいる。

「特別な支援が必要な生徒に適切に対応する方法や授業の仕方はすべての生徒にとって有効である。」これは本校の校内委員会に参加しアドバイスをいただくスクールカウンセラーが繰り返し言う言葉である。

今こそ特別支援教育という新しい視点で「授業作り」「クラス作り」運動が日本中で推進されるべきではないだろうか。一つ一つの指導事例の積み重ねこそ力となる。さらにスクールカウンセラーによる授業分析と指導法のアドバイスを受けることで、目の前の生徒に対する指導の見通しをもつことができた経験を何度もすることができた。あらためて専門家との連携の必要性を痛感する。

また、発達障害者の就労支援の充実のために、文部科学省と厚生労働省のより一層連携した取組をお願いしたい。

IV 総括

当初予想していた成果と課題は、報告書の「成果と課題」にほぼ記載したとおりである。特別な支援が必要な生徒への指導が担任だけに任されることなく、SNE委員会を中心に全ての職員が関わるのが当然として受け止められてきたことは大きな成果といえる。

しかし、近隣の中学校や高校から「高校に特別支援学級を作るのですか?」「もし、高校に入学させても進級・卒業させることができなかつたらどうするのか?」といった質問や疑問が度々投げかけられた。高校の新しい学習指導要領が告示された時期に、こうした疑問に対する具体的で実践的な指導法が蓄積されていくとしてもなお、時間がかかると思われる。

本校のある名寄市や上川教育局・上川保健福祉事務所保健福祉部において「個別の教育支援計画」作成(『すくらむ』)の動きが始まった。保育所・幼稚園・小学校でも保護者を交えてどのように記載すべきか論議が始まった。これを指導の継続性、一貫性としてプラスに受け止めるか、負担と受け止めるか教職員間でも別れているようだ。高校でも中学との連携、就労に向けて上級学校や企業とどのように活用すべきか個別の事例ごとに検討していきたい。

V その他特記事項 (エピソードを含む)

VI モデル事業の概要

1 学級数と生徒数（平成20年5月現在）

課程	学科	第1学年		第2学年		第3学年		合計	
		学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
定時制	酪農科	1	12	1	22	1	16	3	50
	生産科学科	1	17	1	15	1	18	3	50
	計	2	29	2	37	2	34	6	100

2 教職員数（平成20年5月現在）

校長	教頭	教諭	養護教諭	非常勤講師	実習助手	ALT	事務職員	司書	その他	計
1	1	24	1		9		3		5	44